

# 人吉市農業委員会定例総会

(第12回)

令和4年12月26日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年12月26日

人吉市役所 2階 202会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 56 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 57 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 58 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 59 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会  
の意見決定について  
日程第 5 議第 60 号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判  
断について

## ○ 出席農業委員（7名）

|         |    |      |
|---------|----|------|
| 会長職務代理者 | 9番 | 上野博司 |
| 委員      | 1番 | 山本一精 |
| 同       | 2番 | 永石栄二 |
| 同       | 3番 | 永田正輝 |
| 同       | 5番 | 恒松信孝 |
| 同       | 6番 | 中嶽修平 |
| 同       | 8番 | 堤千鶴子 |

## ○ 出席推進委員（14名）

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 委員 | 11番 | 向岩敏雄 |
| 同  | 12番 | 西門泰人 |
| 同  | 14番 | 山本雄二 |
| 同  | 15番 | 竹田博  |
| 同  | 16番 | 有瀬英憲 |
| 同  | 17番 | 簗田秀彦 |
| 同  | 18番 | 渕上澄雄 |
| 同  | 19番 | 元田和弘 |
| 同  | 20番 | 北村和人 |
| 同  | 21番 | 迫田公江 |

|   |     |         |
|---|-----|---------|
| 同 | 22番 | 仲村建彦    |
| 同 | 23番 | 東 照     |
| 同 | 24番 | 東 悟     |
| 同 | 25番 | 原 口 政 廣 |

○欠席した委員

|         |     |           |
|---------|-----|-----------|
| 会 長     | 10番 | 宮 崎 右 男   |
| 農 業 委 員 | 4番  | 林 主 一     |
| 同       | 7番  | 福 屋 智 香 子 |
| 推進委員    | 13番 | 松 下 慎 吾   |

|           |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 議事録署名農業委員 | 5番  | 恒 松 信 孝 |
| 議事録署名推進委員 | 19番 | 元 田 和 弘 |

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 局 長       | 前 村 洋 宣 |
| 係 長       | 豊 永 英 紀 |
| 再 任 用 職 員 | 坂 井 正 子 |

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、4番委員、7番委員、10番委員、13番委員から欠席届が出ております。人吉市農業委員会規則第7条第2項「会長に事故あるときは、会長職務代理者が議長になる」とありますので、私が議長を務めさせていただきます。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第12回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に5番委員、19番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第56号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第56号 朗読

○（議長） 1 番から 2 番について 2 番委員の調査報告をお願いします。

○（2 番委員）おはようございます。それでは、議第 56 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の調査報告をいたします。議案書の 1 ページをご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は 2 筆合計の 8, 371 m<sup>2</sup>です。権利種別は 3 条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、譲渡人が数年前に県外へ行かれ、申請地には現在、栗が植えられており、譲受人が管理をされています。今後譲渡人が管理出来ないということで、今回の申請に至ったということでございます。譲受人は栗、水稻、野菜等を栽培されています。位置図と調査書はタブレットをご覧ください。調査書の 1 番、4 番、5 番、7 番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

次に 2 番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は 2 筆合計の 1, 880 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。備考として記載のとおりでございます。譲受人は勤めの傍ら早朝や夕方、休日を利用して野菜の栽培をされており、今回の申請地の西側の農地は譲受人の農地ということで、野菜栽培に適し、利便性が良いということで今回の申請に至ったということでございます。調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、5 番、7 番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。

次に 2 番の報告について質疑はありませんか。

○（12 番委員）位置図に上原田町と書いてありますが、下原田町ではないでしょうか。

○（事務局長）今、ご指摘がありましたとおり下原田町の誤りでございます。ご訂正方よろしくをお願いします。

○（議長）下原田町へ訂正をお願いします。  
ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番は10番委員の調査案件となりますが、欠席のため8番委員から調査報告をお願いします。

○（8番委員）おはようございます。3番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりで地目は田、農振区分は農用外、面積は3筆合計の3,763㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地は譲受人が耕作されている土地で今回、買われることになり、申請に至ったということでした。申請地には水稻、野菜、麦等を栽培されるということです。少々、土地の値段が高いように思われますが、双方で協議をされて決められた値段ですので、問題はないと判断をいたしました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。  
４番は私の案件になります。農業委員の中でどなたか議長を交代していただけないでしょうか。

（ １番委員 挙手 ）

- （議長）１番委員が議長を交代していただけるとのことですが、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき議長を１番委員と交代します。

（ 議長を１番委員と交代する ）

- （１番委員）それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

４番について９番委員の調査報告をお願いします。

- （９番委員）議第５６号、農地法第３条の許可申請に対する４番の報告をいたします。  
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で１３９㎡でございます。農振区分は農用外で有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は個人経営で電気店をされていましたが、聞くところによりますと、７０歳の時に電気店を辞められ、奥様も６５歳で定年退職をされ、今は一緒に農業をされております。今回の申請地におきましては、ご自宅の近くでございまして柚を栽培するとのことでした。申請地はタブレットのとおりでございます。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、５番、７番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしく願います。

- （１番委員）ありがとうございました。４番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （１番委員）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- ( 1 番委員 ) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 4 番は原案可決いたしました。  
ご審議ありがとうございました。議長を職務代理者と交代いたします。

( 議長を職務代理者と交代する )

- ( 議長 ) 日程第 2 ・議第 5 7 号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- ( 事務局係長 ) 日程第 2 ・議第 5 7 号 朗読
- ( 議長 ) 1 番は 7 番委員の調査案件となりますが、欠席のため 1 番委員から調査報告をお願いします。
- ( 1 番委員 ) 議第 5 7 号、農地法第 4 条の許可申請に対する 1 番の報告をいたします。  
土地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は雑種地となっております。面積は 2 0 6 m<sup>2</sup>です。農振区分は農用外です。申請人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、駐車場となっております。備考といたしまして、第 2 種農地、都市計画用途指定区域外でございます。位置図はタブレットをご覧ください。西間の岩本文尚堂の通りになりますが、道路際に溝がありまして、申請地は溝の横にあります。ここは駐車場として既転用の状態でありました。申請人から始末書が出ております。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- ( 議長 ) ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- ( 議長 ) 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- ( 議長 ) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。

日程第３・議第５８号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第５８号 朗読

○（議長）１番から２番について１０番委員の調査案件となりますが、欠席のため８番委員から調査報告をお願いします。

○（８番委員）農地法第５条の許可申請に対する１番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、地目は田、面積は９８９㎡となっております。権利種別は賃貸借権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は仮設用地の一時転用です。今、工事を行っている災害公営住宅の敷地が申請地に隣接しており、擁壁を積むため申請地を一時転用して使いたいということでした。農地はそのままの状態で使用して、造成も建物も建てずに使用するということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第３種農地です。一般基準の１番、３番、６番、８番、９番は適当と判断をしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

次に２番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は７５７㎡となっております。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は植林となっております。この土地は譲渡人が地元に住み、農地が荒れていく度に譲受人が草払い等をされていたということです。他人の農地を頻りに草払いするというのも手間がかかるため、今回の申請に至ったということでした。申請地には既にクヌギが植えてあり、既転用ということで始末書の提出もごさいます。実質審査表をご覧ください。申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準として１番、３番、６番、８番は適当と判断されます。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）



- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番から5番について7番委員の調査案件となりますが、欠席のため1番委員から調査報告をお願いします。

- （1番委員）議第58号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。  
土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は377㎡です。  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、個人住宅となっております。  
備考として申請地は第1種農地、都市計画用途指定区域外でございます。タブレットをご覧ください。3番の申請地は位置図の奥の方になります。実質審査表をご覧ください。農地の区分及び転用目的といたしまして、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、4番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は324㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして個人住宅となっております。3番の譲受人と4番の譲受人は親子関係となっております。備考といたしまして、第1種農地、都市計画用途指定区域外です。実質審査表をご覧ください。農地の区分及び転用目的といたしまして、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、5番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は75㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目

的といたしまして、通路となっております。タブレットの位置図を見ていただきますと、3番の申請地への進入路がないため通路として4番の譲受人と両方で利用したいということでした。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
5番の報告について質疑はありませんか。

○（16番委員）通路といいますのは、道路からの道を作ることでしょうか。道路から何mかは下がらなければいけないルールがあると以前、豊永係長からありましたが、今回の件については適用されないのでしょうか。

○（事務局係長）接道しているのは市道になります。市道の幅員が狭いと道路後退の要件が出てきます。この市道がセットバックをしなければならない市道なのかは事務局の方では分かりませんが、図面だけを見るとセットバックをする計画にはなっております。

せんでした。今回の場合は幅員が足りていると思われます。

○（１６番委員）分かりました。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって５番は原案可決いたしました。  
６番について３番委員の調査報告をお願いします。

○（３番委員）議第５８号、農地法第５条の許可申請に対する５番の報告をいたします。  
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は２筆合計の１，９２１㎡です。位置図はタブレットをご覧ください。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、賃貸マンションの建設です。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりでございます。実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由といたしまして、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、１番、３番、６番、８番、１０番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。６番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。  
7番から8番について5番委員の調査報告をお願いします。

- (5番委員) おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する7番について報告いたします。農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。なお、農振区分については農用外、権利種別については所有権移転となっております。転用目的としまして、資材置場として1, 184㎡となっております。備考としまして、第2種農地、都市計画用途指定区域外となっております、自己資金、着工と完了は記載のとおりでございます。位置図はタブレットをご覧ください。申請地は既転用でございまして始末書の添付もでございます。農地転用許可申請に係る実質審査表をご覧ください。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。農地の区分と転用目的としまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。なお、申請書の中に被害防除方策等の計画もしっかりされており、何ら問題ないと判断いたしました。

次に8番について報告いたします。農地の所在、地目、面積等は記載のとおりでございます。農振区分は農用外、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的としまして、資材置場として343㎡となっております。この農地は第2種農地、都市計画用途指定区域外でございます。着工は令和5年1月1日、完了は令和5年12月31日となっております。農地転用許可申請に係る実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由につきましては、先ほどの7番と同じでございます。位置図はタブレットをご覧ください。先ほどの7番の申請地と隣接している農地でございます。農地の区分と転用目的としまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いたします。

- (議長) ありがとうございました。7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。  
8番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。  
日程第4・議第59号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第59号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、6番は21番委員の親族、7番は2番委員本人となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）おはようございます。ご報告の前に皆さんのお手元にお配りしており

まず資料をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和5年4月1日から施行されます。それに基づいて現行、法改正後の共通事項をまとめた表になります。上の現行をご覧ください。今までは利用集積計画（案）の中に農業公社が介している利用権設定につきまして現行の従来型のように貸し手から基盤強化法による集積計画が出まして、機構から受け手へ配分計画という流れでございました。しかしながら、一括方式に変更になっております。この12月総会でも一括方式が入っておりますので、そのために説明させていただきます。従来については皆さんご承知のとおりですが、一括方式になりますと、同じ集積計画の中で貸し手から機構、機構から受け手というような集積計画の中で一括して行えるため一括方式という名前になっております。本来であれば、機構から受け手に貸付ける時には配分計画という名前でありましたが、この名前が無くなり、機構を介して農地の貸し借りをする場合は、総会で一括して審議いただくこととなりますので、集積計画にて一括して行うという説明になります。法改正後については、集積計画から促進計画に変わりますが、こちらの説明については2月か3月の総会で説明したいと思っております。本日より、従来方式ではなく、一括方式になるということで今回は1件ございますので、従来型とは違うということで説明をさせていただきました。

それでは、ご報告いたします。令和4年12月15日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が27,245㎡、「畑」が150㎡、合計の27,395㎡あがってきております。一番下の所有権移転はありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が9件、再設定が1件、合計の10件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査・確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。これが新しくなった分でございます。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。これまでは2ページの利用権設定等状況一覧表の中に入れ込んでいたところですが、今回から農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。そのため、総会で集積計画が可決した1か月後、配分計画が送付され、そのことを回覧で皆さんにお知らせしておりましたが、一括方式に変更されたことによって、この一覧表で配分も表示しております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時17分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

6番と7番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の6番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の7番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第5・議第60号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第5・議第60号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）失礼いたします。皆様の方に今日お配りしております議第60号という冊子があると思います。こちらは農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局の3名で現地調査をした際にB判定といたしました農地の一覧表でございます。今回、459筆、349,796.27㎡が今年の新農地判断をした農地になります。慎重に確認をお願いいたします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります新農地対象農地一覧表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時25分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

一覧表に記載の農地につきまして、農地に該当しないと判断し、新農地通知を送付いたしますことについてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和4年度第12回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時25分 終了 ）



人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長職務代理者

署名農業委員

署名推進委員